(参考:提供者に係る個人情報の保存期間)

(専門委員会報告書p42)

公的管理運営機関に提出された個人情報の保存期間は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の死亡が確認されるまでとはせずに、当該生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間としたものである。

なお、この提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間の具体的な期間については、我が国の男女の平均寿命を勘案してその子が生まれたときから80年とし、その子が生まれたときから80年を超えない一定の期間内に、その子からその子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の保存期間の延長の申請があったときには、当該個人情報の保存期間を延長することができることとすることなどが考えられる。

撤回の主体は?

(案)提供を受けることに同意した<u>夫婦の双方または</u>夫婦のいずれか<u>一方</u>。

撤回する方法は?

(案)提供を受けることの同意に関する撤回の意思を表明した申請文書に署名、 捺印記名押印もしくは自署による署名の上、当該申請文書を<u>医療機関を経由</u> して公的管理運営機関に提出する。

撤回する時期は?

(案)提供を受ける夫婦が同意の撤回を希望した場合、使用される提供を受ける前であればいつでも提供同意は撤回できる。

撤回の申請文書の保存は?

(案)申請文書の保存は公的管理運営機関が行い、保存期間は5080年<u>(P)</u>と する。

シェアリング(P)の同意・撤回はどのように行われるのか?

(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設(以下単に「精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設」という。)は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の当該精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用について、書面による同意を得なければならない。当該同意は当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる。(p34)

「精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意」とはどのようなものか?(同意の主体は?同意の客体は?同意する内容は?同意する方法は?同意する時期は?同意書の保存方法・期間は?)

同意の主体は?

(案)提供者に配偶者がいない場合、提供者本人のみ。

提供者に法律上の配偶者がいる場合あるいは事実婚の配偶者がいる場合には 配偶者も同時に揃って同意を行う。

提供者に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものも含む)がいる場合には夫婦であり、当該夫婦は原則として同時に揃って同意を行う。

同意する内容は?

(案)説明する項目と同じ。

同意する方法は?

(案)説明した医師の面前で同意する項目について一つずつ確認し、同意書に記名